

【重要】非常事態宣言発出に伴う 業務センターの対応について

4月16日、政府は新型コロナ感染拡大に伴う非常事態宣言の対象地域を全国都道府県に拡大しました。これに伴う、業務センターの対応をお知らせします。

① 事業休止中の運転者証の取扱について

タクシー需要の急激な落ち込みに対応するため、法人タクシー事業者でも休業される事業者もおられます。

休業が無期限であっても、運転者証の返納は必要ありません。引き続き、会社での管理をお願いします。(休業に伴い**運転者を解雇する場合は運転者証の返納が必要**です)

但し、**休業期間中に有効期限を迎える運転者証は更新する必要があります**ので、免許証更新/有効期限の延長手続きが終了した後、速やかに当センターでの手続きをお願いします。

なお、当センターは、**通常通り営業(平日:9時~11時45分・13時~16時30分)**をしています。

② 運転者証/事業者証の発行について

19日より、府内の運転免許試験場および各警察署での免許更新業務が休止されましたが、運転者証/事業者証の取扱いは、**今までと変わりません。(期限が切れた運転者証での営業は「タク特法」違反となり、処分の対象です)**

業務センターでは、**免許証更新手続中の方を対象に、期限延長(裏書き)の手続きを行っています。**対象になるのは、警察による期限延長手続きが行われた方となり、免許証裏側に警察発行による「期限延長」がされた方になります。

この免許証をお持ちの方は、**現行の運転者証と手続きされた免許証(裏表のコピー可)**を業務センター窓口にお持ちいただければ無料で「延長期限」

までの運転者証を作成します。(従来は写真1枚が必要でしたが、今後は不要です)

但し、個人事業者の方は、事業者証に写真を貼付しますので、免許証に加えて5cm×5cmのカラー写真(6カ月以内に撮影されたもの)をお持ちください。

なお、免許証の延長手続きについては、お近くの警察署・免許センターまでお問い合わせください。

③ 初任者講習(新規講習)の実施について

初任者講習は、予定通り実施しています。但し、いわゆる「3密」対策として通常40名の定員を12名に縮小し、1人当たりのスペースを広く取ることで感染防止に努めて実施していますので、ご理解のうえ、早めの予約をお願いいたします。

④ 街頭指導活動について

毎週金曜日に実施していた定例街頭指導は休止しています。大きく状況が変化しない限り、5月度街頭指導も休止とします。但し、業務センターが独自で行っている専任指導員による街頭指導は、苦情多発地点(桃山御陵駅・四条通り・河原町通り・第2日赤前・アバンティ前等)を中心に、毎日実施しますので、指導連絡があった当該運転者へは所属会社/組合から厳格な指導をお願いします。

なお、4月24日(金)に四条通で予定されているクリア作戦は管轄警察・選任指導員・サービス事業推進室を中心に実施予定です。

⑤ 運行時の注意について

最近、乗車時にマスクをしていない運転者であった、とする苦情が寄せられています。運行時にマスクを装着するかは、マスクの入手可否や本人の考え方もありますので強制することはできませんが、利用者の不安を不必要に煽ることがないように、マスクを所有しているなら、運行時は装着することを推奨します。また、利用者の下車後は、窓を開けて換気を行うことなどで感染予防に努めてください。

以上